

所得控除

●所得控除とは

個人の実情にあった税金を負担していただくために、所得金額から差し引くものです。

(1) 人的控除

人的控除に該当するかどうかは、前年12月31日の現状によって判定されます。ただし、その判定の対象となる人が前年中にすでに死亡している場合には、その死亡時の現状によって判定されます。

(令和8年度)

控除	条件			控除額
基礎控除	一律に適用される控除。納税者の合計所得金額に応じて控除額が逓減する。	合計所得金額	2,400万円以下	4 3 万円
			2,400万円超 2,450万円以下	2 9 万円
			2,450万円超 2,500万円以下	1 5 万円
			2,500万円超	なし
配偶者控除	納税者の合計所得金額が1,000万円以下で、納税者と生計を一にする配偶者(青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除く)の、合計所得金額が5 8 万円以下の場合。配偶者の年齢7 0 歳未満。			限度額 3 3 万円
老人配偶者控除	配偶者控除に該当する配偶者の年齢が7 0 歳以上の場合。			限度額 3 8 万円
配偶者特別控除	納税者の合計所得金額が1,000万円以下で、生計を一にしている配偶者がいる場合。控除額は配偶者等の所得に応じて、1 万円から最高3 3 万円まで受けることができる。			限度額 3 3 万円
一般の扶養控除	納税者と生計を一にする親族(配偶者、青色事業専従者として給与の支払を受ける人および白色事業専従者を除く)で合計所得金額が5 8 万円以下の方がいる場合。(親族の範囲は6 親等内の血族および3 親等内の姻族)			3 3 万円
特定扶養控除	扶養控除に該当する親族の年齢が1 9 歳以上2 3 歳未満の場合。			4 5 万円
特定親族特別控除	扶養控除に該当する親族の年齢が1 9 歳以上2 3 歳未満で、合計所得金額が5 8 万円超1 2 3 万円以下の場合。			限度額 4 5 万円
老人扶養控除	扶養控除に該当する親族の年齢が7 0 歳以上の場合。			3 8 万円
同居老親等扶養控除	老人扶養控除に該当する親族のうち、納税者またはその配偶者の直系尊属(父母や祖父母など)で納税者またはその配偶者のいずれかとの同居をしている場合。			4 5 万円
勤労学生控除	納税者本人が児童、生徒、学生または訓練生であり、合計所得金額8 5 万円以下で、そのうち給与と所得等以外の自己の勤労によらない所得金額が1 0 万円以下である場合。			2 6 万円
障害者控除	納税者や、配偶者その他の親族(扶養親族や配偶者控除を受ける配偶者に限る)に障害のある場合。			2 6 万円

特別障害者控除	障害者控除に該当する場合のうち、障害の程度が身体障害者手帳1級または2級の方や療育手帳AまたはAの場合。また精神障害者手帳1級の場合。その年の12月31日の現況で引き続き6カ月以上にわたり身体の障害により寝たきりで、複雑な介護を必要とする者等。	30万円
同居特別障害者	納税者の配偶者その他の親族(扶養親族や配偶者控除を受ける配偶者に限る)が特別障害者でかつ、納税者またはその配偶者、納税者と生計を一にするその他の親族のいずれかと同居をしている場合、特別障害者控除(30万円)に同居特別障害者の加算(+23万円)をして、53万円の控除額となる。	53万円
寡婦控除	次の条件のどちらかに該当し、合計所得金額が500万円以下の場合。 ●夫と離婚してから結婚をしていない方で扶養親族(子以外)がいる場合 ●夫と死別してから結婚をしていない方、または夫の生死が明らかでない方 ※ただし、本人が世帯主の場合、同一世帯に住民票の続柄で「夫(未届)」にあたる方がいないこと。また、本人が「妻(未届)」に該当しないこと。	26万円
ひとり親控除	現に結婚をしていない方、または配偶者の生死が明らかでない方で、合計所得金額が500万円以下かつ生計を一にする子(*)がいる場合。 ※婚姻歴の有無、納税者の性別は問わない。 ※ただし、本人が世帯主の場合、同一世帯に住民票の続柄で「夫(未届)」 「妻(未届)」にあたる方がいないこと。また、本人が「妻(未届)」 「夫(未届)」に該当しないこと。	30万円

(*) 生計を一にする子とは、総所得金額等が58万円以下で、他の人の配偶者控除・扶養控除の対象になっていない子のことです。

参考

●扶養親族とは

納税者の配偶者以外の親族でその納税者と生計を一にする者のうち、合計所得金額が58万円以下の者をいいます。

- ①配偶者以外の親族(6親等内の血族及び3親等内の姻族)
- ②児童福祉法の規定により養育を委託されたいわゆる里子
- ③老人福祉法の規定により養護を委託された老人

* 16歳未満の扶養親族(年少扶養親族)に係る扶養控除の廃止

平成24年度から年齢16歳未満の扶養親族(年少扶養親族)に対する扶養控除が廃止されました。これに伴い、年少扶養親族は扶養控除の対象にはなりませんが、所得割・均等割の非課税判定においてはこれまでどおり算定の対象となります。

また、16歳未満の扶養親族についての障害者控除・特別障害者控除・同居特別障害者加算はこれまでどおり適用されます。

● 配偶者控除・配偶者特別控除

・ 配偶者控除及び配偶者特別控除の控除額については以下のとおりとなります。

単位：円

納税者本人の所得額		9 0 0 万円以下	9 0 0 万円超	9 5 0 万円超
			9 5 0 万円以下	1, 0 0 0 万円以下
配偶者控除	控除種類	控除額		
	一般	3 3 万円	2 2 万円	1 1 万円
	老人	3 8 万円	2 6 万円	1 3 万円

納税者本人の所得額		9 0 0 万円以下	9 0 0 万円超	9 5 0 万円超
			9 5 0 万円以下	1, 0 0 0 万円以下
配偶者特別控除	配偶者の所得金額	控除額		
	5 8 万円超 1 0 0 万円以下	3 3 万円	2 2 万円	1 1 万円
	1 0 0 万円超 1 0 5 万円以下	3 1 万円	2 1 万円	1 1 万円
	1 0 5 万円超 1 1 0 万円以下	2 6 万円	1 8 万円	9 万円
	1 1 0 万円超 1 1 5 万円以下	2 1 万円	1 4 万円	7 万円
	1 1 5 万円超 1 2 0 万円以下	1 6 万円	1 1 万円	6 万円
	1 2 0 万円超 1 2 5 万円以下	1 1 万円	8 万円	4 万円
	1 2 5 万円超 1 3 0 万円以下	6 万円	4 万円	2 万円
	1 3 0 万円超 1 3 3 万円以下	3 万円	2 万円	1 万円

(注) 下記に該当する場合は、配偶者控除・配偶者特別控除を受けることができません。また夫婦間で互いに配偶者特別控除を受けることはできません。令和8年度からは夫婦間でそれぞれが配偶者控除と配偶者特別控除を受けることができなくなりました。

- ① 配偶者控除・配偶者特別控除を受けようとする納税義務者の前年の合計所得金額が1 0 0 0 万円を超える場合
- ② 配偶者が他の納税義務者の扶養親族とされている場合
- ③ 配偶者が青色事業専従者に該当し、青色事業専従者給与の支払を受ける場合または、白色事業専従者に該当する場合

(2) 物的控除

前年中の実際の支出額に応じて控除額が決まります。

① 社会保険料控除

健康保険料、国民健康保険料、国民年金保険料、国民年金基金掛金、後期高齢者医療保険料、介護保険料などの社会保険料は支払った額が控除されます。

(納税者が、本人や生計を一にする配偶者その他の親族の負担分を支払った場合。ただし、年金から天引きされた後期高齢者医療保険料等は本人からのみ控除されます。)

② 小規模企業共済等掛金控除

小規模企業共済等掛金とは、小規模企業共済契約掛金、確定拠出年金加入者掛金(個人型・企業型)、心身障害者扶養共済掛金をいいます。

小規模企業共済等掛金の支払った額が控除されます。

③ 生命保険料控除

(ア) 控除のしくみ

一般生命保険料、介護医療保険料および個人年金保険料を支払った額に応じて控除されます。

(納税者が、受取人の全てを本人や配偶者その他の親族とするものを支払った場合)

(イ) 控除の区分

基本契約・特約それぞれの補償内容に応じて、各種の生命保険料控除に分類されます。

区分	内容
一般生命保険料	生存または死亡に起因して保険金が支払われるものにかかる保険料
介護医療保険料	入院等にともなう給付部分にかかる保険料
個人年金保険料	個人年金保険契約にかかる保険料
生命保険料控除 対象外	身体の障害のみに起因して保険金等が支払われものにかかる保険料

* 実際の控除区分は、契約の内容や保険会社により異なります。保険会社発行の証明書の内容をご確認ください。

(ウ) 控除額の計算方法

平成24年1月1日以後に締結した保険契約等に係る保険料と平成23年12月31日以前に締結した保険契約等に係る保険料では、生命保険料控除の取り扱いが異なります。

① 新契約(平成24年1月1日以後に締結した保険契約等)に基づく控除額

新生命保険料、介護医療保険料、新個人年金保険料の控除額は、それぞれ次の表に当てはめて計算した金額です。

保険料支払額	控除額
12,000円以下	全額
12,001円～32,000円	支払金額×1/2+6,000円
32,001円～56,000円	支払金額×1/4+14,000円
56,001円以上	28,000円

* 各区分の控除がある場合の合計控除限度額は70,000円です。

②旧契約(平成23年12月31日以前に締結した保険契約等)に基づく控除額

旧生命保険料、旧個人年金保険料の控除額は、それぞれ次の表に当てはめて計算した金額です。

保険料支払額	控除額
15,000円以下	全額
15,001円～40,000円	支払金額×1/2+7,500円
40,001円～70,000円	支払金額×1/4+17,500円
70,001円以上	35,000円

*各区分の控除がある場合の合計控除限度額は70,000円です。

③新契約と旧契約の両方に加入している場合の控除額

新(旧)生命保険料または新(旧)個人年金保険料は、生命保険料または個人年金保険料の別に次のいずれか有利な方を選択して控除額を計算します。

適用する生命保険料控除	控除額
新契約のみ生命保険料控除を適用	①に基づき算定した控除額(限度額2万8千円)
旧契約のみ生命保険料控除適用	②に基づき算定した控除額(限度額3万5千円)
新契約と旧契約両方について生命保険料控除を適用	①に基づき算定した新契約の控除額と②に基づき算定した旧契約の控除額の合計額(限度額2万8千円)

④地震保険料控除

従来の損害保険料控除を改組し、地震保険料控除が創設(平成20年度から適用)されました。

ただし、経過措置として、平成18年12月31日までに締結し、その後変更していない長期損害保険契約(保険期間が10年以上で満期返戻金等があるもの)の保険料等は、控除の適用を受けられます。(納税者が、本人や本人と生計を一にする配偶者その他の親族の有する家屋で常時その居住の用に供するものなどを保険の目的として支払った場合)

	保険料支払額	控除額
地震保険料	50,000円以下	支払額×1/2
	50,001円以上	25,000円
(旧)長期損害保険料	5,000円以下	全額
	5,001円～15,000円	支払額×1/2+2,500円
	15,001円以上	10,000円

⑤雑損控除

災害、盗難、横領などによって、住宅や家財に損害を受けた場合に受けられる控除です。
(納税者本人や総所得金額等が58万円以下の生計を一にする配偶者その他の親族が損害を受けた場合)
雑損控除額は、次のいずれが多い金額になります。

(ア) (差引損失額) - (総所得金額等) × 10%

(イ) (差引損失額のうち災害関連支出の金額) - 5万円

* 差し引損失額 = 損失額 - 保険金等で補てんされる金額

⑥医療費控除

入院・出産・治療等で医療費を支払った場合に受けられる控除です。(上限20万円)
(納税者が、本人や生計を一にする配偶者その他の親族のために支払った場合)

医療費 控除額	=	その年中に支払った医療費の総額	-	保険金等で補填される金額	-	「10万円」または「総所得金額等の5%」のいずれか少ない金額
------------	---	-----------------	---	--------------	---	--------------------------------

* 保険金で補てんされる金額とは、次のものなどをいいます。

(ア) 損害保険や保険契約からおりる傷害費用保険金・医療保険金・入院給付金等

(イ) 健康保険から戻る高額療養費や出産したときにもらえる出産育児一時金等

(ウ) 介護保険から給付される高額介護サービス費

⑦セルフメディケーション税制(医療費控除の特例)

健康の維持増進及び疾病の予防への取組として次の1. から5. に該当する一定の取組を行っている本人や本人と生計を一にする親族が、「スイッチO T C医薬品」を購入した場合に受けられる控除です。(上限8万8千円)

1. 特定健康診査(いわゆるメタボ健診)
2. 予防接種
3. 定期健康診断(事業主健診)
4. 健康診査(いわゆる人間ドック等で、医療保険者が行うもの)
5. がん検診

セルフメ ディケー ション 税制	=	その年に購入したスイッチO T C薬の総額	-	保険金等で補填される金額	-	1万2千円
---------------------------	---	-----------------------	---	--------------	---	-------

* 保険金で補てんされる金額とは、次のものなどをいいます。

(ア) 損害保険や保険契約からおりる傷害費用保険金・医療保険金・入院給付金等

(イ) 健康保険から戻る高額療養費や出産したときにもらえる出産育児一時金等

(ウ) 介護保険から給付される高額介護サービス費

(注意)

この特例を受ける場合には、従来の⑥医療費控除を受けることができません。どちらか一方のみ、控除の適用を受けることができます。セルフメディケーション税制の適用期間は、平成29年1月1日から令和8年12月31日までです。(平成30年度住民税から令和9年度住民税まで適用)